和三十七年法律第百五十二号）第五十五条の二第一項に規定する書面、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二　（略）

3～7　（略）

（保険料納付原簿の記載事項）

第百五十九条　法第百四十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第一号被保険者の被保険者番号

三・四　（略）

2　（略）

（事業の実施の状況の報告）

第百六十五条の二の二　法第百九十七条の二の規定による報告は、毎月の事業の実施の状況（法第四十一条第十項（法第四十二条の二第九項、法第四十六条第七項、法第四十八条第七項、法第五十一条の三第八項、法第五十三条第七項、法第五十四条の二第九項、法第五十八条第七項及び法第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から審査及び支払に関する事務の委託を受けている国民健康保険団体連合会又は国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）から厚生労働大臣に提出があった事項を除く。）を記載した報告書を翌月十五日までに都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（法第二百一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百六十五条の二の三　法第二百一条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　厚生労働大臣

二　市町村

三　都道府県

四　介護保険事業又は当該事業に関連する事務を行う一部事務組合及び広域連合

五　地域包括支援センター

六　介護支援専門員

七　介護サービス事業者

八　特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者

九　法第百八十四条に規定する保険審査会

十　社会福祉法人

十一　国民健康保険団体連合会

十二　指定法人

十三　法の規定により第一号、第二号、第三号、第五号又は第十一号に掲げる者から介護保険事業又は当該事業に関連する事務の委託を受けた者

書面又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十五条の二第一項に規定する書面、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二　（略）

3～7　（略）

（保険料納付原簿の記載事項）

第百五十九条　法第百四十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第一号被保険者の被保険者証の番号

三・四　（略）

2　（略）

（事業の実施の状況の報告）

第百六十五条の二の二　法第百九十七条の二の規定による報告は、毎月の事業の実施の状況（法第四十一条第十項（法第四十二条の二第九項、法第四十六条第七項、法第四十八条第七項、法第五十一条の三第八項、法第五十三条第七項、法第五十四条の二第九項、法第五十八条第七項及び法第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から審査及び支払に関する事務の委託を受けている国民健康保険団体連合会又は国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人から厚生労働大臣に提出があった事項を除く。）を記載した報告書を翌月十五日までに都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（新設）